

第 1 3 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 3 年 6 月 2 5 日、午前 9 時 0 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 1 3 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、齋藤 幹、沖山匡弘、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名全員であります。</p> <p>推進委員の出席は 1 7 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 2 9 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p>
----	--

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第13回足利市農業委員会総会を開会いたします。

議長 【午前9時8分 開会】
それでは日程に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
6番 岡村委員、9番 三田委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

副主幹 続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

議長 まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が346㎡となっております。

議長 続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が30件、筆数が41筆、面積が13,161.32㎡となっております。

議長 合計いたしまして、件数が33件、筆数が44筆、面積が13,507.32㎡となっております。

議長 また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから13ページに記載されております。

議長 以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

議長 【質問なし】
それでは、専決処理についてご了承願います。

議長 続いて日程第3に入ります。

副主幹 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の14ページをお開きください。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番、申請地は名草下町地内の田、112㎡です。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、高齢であり耕作に不便なため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の29ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。なお、6月11日に事務局による事前調査を行っており、その際の現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面投影)

では、議案書14ページにお戻りください。

2番、申請地は名草中町地内の畑、1,441㎡です。譲受理由は、自宅に近く、耕作に便利なためで、譲渡理由は、耕作に取り組むことが難しく手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の30ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。現地の様子はご覧の通りです。(モニター画面に投影)

では、議案書14ページにお戻りください。

3番、申請地は名草上町地内の田、307㎡ほか5筆、計2,300㎡です。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、耕作に取り組むことが難しく手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の31ページをご覧ください。3番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。現地の様子はご覧の通りです。(モニター画面に投影)

では、議案書14ページにお戻りください。

4番、申請地は瑞穂野町地内の田、1,209㎡ほか1筆、計2,091㎡です。譲受理由は、経営規模拡大のためで、譲渡理由は、高齢で耕作にも不便なため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の32ページをご覧ください。4番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。現地の様子はご覧の通りです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請4件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の29ページをご覧ください。

調査年月日は令和3年6月16日、水曜日、午前8時30分から、調査班は三田委員を班長といたしまして、石槇委員、小山委員、星野職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されていました。譲受人の自作地については、合計11筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、自作地の確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅に隣接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

長竹推進委員 特にありません。

青木推進委員 ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の30ページをご覧ください。

調査年月日・調査班は1番と同様です。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。申請地は畑として適正に管理されていました。譲受人の自作地については、合計11筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、自作地の確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅と近接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

長竹推進委員

ありません。

青木推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

続いて3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の31ページをご覧ください。

調査年月日・調査班は1番と同様です。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地6筆の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されておりました。譲受人の自作地については、合計20筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、自作地の確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅と近接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

長竹推進委員

ありません。

青木推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。

続いて4番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 星野委員。

10番

10番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の32ページをご覧ください。

調査年月日・調査班は1番と同様です。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地2筆の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されていました。譲受人の自作地については、合計57筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、自作地の確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自作地と近接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

石川推進委員 ありません。

小林推進委員 特にありませんが、川北から耕作に来て頂くことになり、お疲れ様です。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、4番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の15ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は田島町地内の田、165㎡です。施設の概要は農家住宅の敷地拡張で、申請地に住宅の北側部分が越境しており、是正のための申請となります。農地区分は第2種です。

議案書の33ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。6月11日に行った事前調査時の現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の16ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

6月の申請件数は11件、うち太陽光7件、一般住宅4件でした。

それでは、説明に入ります。議案書34ページをお開きください。

1番、申請地は里矢場町地内の田、418㎡ほか2筆、計2,831㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル816枚を1,618.94㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

議案書の34ページが1番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が35ページでございます。

事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書44ページをお開きください。

2番、申請地は菅田町地内の田、383㎡ほか1筆、計399㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.13㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の44ページが2番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書45ページをご覧ください。

3番、申請地は田島町地内の田、264㎡です。施設の概要は2階建ての一般住宅1棟で、延床面積120.55㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の45ページが3番の調査書です。各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書46ページをお開きください。

4番、申請地は名草下町地内の田、892㎡ほか1筆、計1,095㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル220枚を488.4㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の46ページが4番の調査書で、各項目とも適正なものと判断され

ております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書47ページをご覧ください。

5番、申請地は名草下町地内の田、1,090㎡ほか2筆、計1,323㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル220枚を488.4㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の47ページが5番の調査書です。各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書48ページをお開きください。

6番、申請地は小俣町地内の田、492㎡のうち97㎡です。施設の概要は工事車両進入路用地で、7番の太陽光発電パネルを設置する際に鉄板を敷き、約4か月間、工事車両の通行のために使いたい、というものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の48ページが6番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書49ページをご覧ください。

7番、申請地は小俣町地内の田、1,335㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル320枚を521.6㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の49ページが7番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書50ページをお開きください。

8番、申請地は堀込町地内の田、485㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積107.65㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の50ページが8番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書51ページをご覧ください。

9番、申請地は藤本町地内の畑、65㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積181.41㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の51ページが9番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書52ページをお開きください。

10番、申請地は羽刈町地内の田、505㎡ほか3筆、計2,744㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル816枚を1,618.94㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の52ページが10番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)では、議案書53ページをご覧ください。

11番、申請地は羽刈町地内の田、961㎡ほか2筆、計1,829㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル648枚を1,285.63㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の53ページが11番の調査書で、各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)以上、5条許可申請11件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

9番 三田委員。

9番

9番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の34ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、3条申請と同じです。

また、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高压の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探していたところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は318.2キロワットで、売電単価は税抜き12円、年間約370万円の売電収益となり、8年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。営農への配慮として、隣接する田や水路へ、土砂や雨水が流れ込まないように、境界に柵板を設置します。また、先の実情調査会で約束した通り、適切な地先管理を行うために、契約業者の作業人数を増やしたとのことでした。

申請地は、東は田、西は雑種地および河川、北側は堤および水路、南側は道路で、周辺農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は、里矢場町南東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ござい

齋藤推進委員

議長

議長

議長

議長

議長

副主幹

議長

議長

議長

ますか。

ありません。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から11番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 2番から11番はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案書の20ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和3年6月30日公告予定分であります。

議案書の21ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、11件で面積27,319.38㎡です。所有権移転は2件です。

貸借権設定についてですが、詳細が22ページから23-2ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転です。24ページをご覧ください。今回は2件で、面積は11,126㎡です。内容を説明いたします。

1番、申請地は小曾根町地内の田、面積1,451㎡ほか1筆、計2,445㎡で、売買価格は100万円になります。

続きまして2番、申請地は野田町地内の畑、面積1,404㎡ほか5筆で、売買価格は217万250円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、6月30日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて農地所有適格法人の報告書について及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

副主幹

議案書25ページをお開きください。農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。農地法に基づき農地の所有が認められている農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業年度が終了して3か月以内に、農業委員会へ事業状況を報告することとされています。当委員会においては、これまで、報告を受けた際に総会に議案として上程し、承認を行ってきました。しかし、農地法では、報告を義務付けていますが、総会への上程までは求めておりません。よって、以降、提出があった旨の報告とさせていただきます。なお、新たに農地を購入する際には、法人要件を満たしているか事前に確認が必要となります。

今月は、2法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。以上です。

続いて非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は名草下町地内の畑、現況 宅地、面積599㎡、願出の理由は、昭和43年頃に住宅を建築し、宅地として利用しているで、受付の日付は令和3年5月25日、処理の日付は5月31日です。現地確認は事務局と遠藤委員で行っております。

以上報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第13回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前9時49分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月26日

足利市農業委員会

6番委員

9番委員